

防災・減災対策の速やかな推進について

近年、我が国は度重なる災害に見舞われており、東日本大震災後も、頻発する地震、火山噴火並びに台風及び集中豪雨による水害・土砂災害等が全国各地を襲い、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川をはじめ各地の河川の堤防決壊などにより、多大な人的・物的被害が発生した。

加えて、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震では、これらをはるかに超える被害も想定され、自然災害対策の重要性はさらに高まっている。

このような状況の下、政府は平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画を閣議決定し、国土強靱化アクションプランによりプログラムの進捗管理・施策の検討を行っている。その後、本年 9 月に第 4 次社会資本整備重点計画を閣議決定し、多様な災害が頻発する我が国国土において、防災・減災等をメインストリームとして重点的に取り組み、人命と財産を守ることは社会資本整備の最優先の使命であると位置づけるとともに、国土強靱化基本計画におけるプログラムと整合性を確保したところである。また、地方においても国土強靱化地域計画の策定・実行に向けた取組を進めているところである。

これに対し、平成 27 年度公共事業関係費は、平成に入り最低水準であり、防災・減災対策に資する思い切った社会資本整備を早急に進めるためには不十分であることに加え、全国防災対策費も今年度で終了する見込みである。

また、必要な維持・修繕、更新が十分でないことから、近年の純社会資本ストックは減少し続けており、老朽化する社会資本ストックの維持管理・更新を適切に行うための財源の確保が必要となっている。

さらに、防災・減災における根本的な対策のため社会資本投資を積極的に行うことにより、防災力を向上させ、人命と財産を守るとともに、生活環境が改善されるなど生活の質の向上をもたらすといったストック効果が期待される。

このような観点から、国民の生命、財産を守るための防災・減災対策を速やかに進めるため、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大、要件緩和など起債制度の拡充を図るとともに、全国防災対策費の終了を踏まえ、地震防災対策特別措置法の適用期間延長や新たな財政支援制度の創設などを含め、社会資本整備に係る平成 27 年度補正予算や平成 28 年度予算を十分に確保することを強く求めるものである。

平成 27 年 11 月 13 日

全国知事会危機管理・防災特別委員会

委員長 泉 田 裕 彦